

三木町告示第74号

三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年3月30日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱23号

### 三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱（令和7年三木町要綱第29号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、令和7年度から令和9年度までの3か年を「飼い主のいない猫の繁殖抑制集中対策期間」として、飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術（以下「不妊去勢手術」という。）を実施した者に対し、予算の範囲内でその手術費の一部を補助することにより、飼い主のいない猫が不必要に繁殖することを防止し、住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）町内に住所を有し、かつ、居住している者
- （2）町税を滞納していない者
- （3）次条で定める補助対象の猫を保護し、動物病院で不妊去勢手術を受けさせた者

（補助の対象）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する猫に不妊去勢手術を受けさせる事業とする。

- （1）町内に生息していること。
- （2）所有者または管理者がいないこと。
- （3）不妊去勢手術後に、手術済みであることを識別するための耳のV字カットをしていること。

2 補助事業後は、原則として手術を受けた猫を保護した生息地域に戻すものとする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助事業を実施した猫1頭につき10,000円とする。ただし、対象となる猫の不妊去勢手術費が10,000円を下回る場合は、当該不妊去勢手術費の額とし、1,000円未満の端数が

生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助事業にかかる補助は、1世帯につき、1年度2頭までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 手術に要した費用及び手術日が記載された領収書
- (2) 手術前の猫の顔及び全身が確認できる写真
- (3) 手術後の猫の全身及び耳のV字カットが確認できる写真
- (4) 手術を受けた猫の生息する地域を示した地図
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、不妊去勢手術を実施した日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、補助金の交付を受ける場合、三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金請求書(様式第4号)により補助金の交付を請求し、町長は、当該請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める事項に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

三木町長 殿

住 所

氏 名

電話番号

### 三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書

三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、この申請に当たり、私の住所、世帯及び町税の納付状況について確認することに同意します。

#### 記

1. 補助金交付申請額

円

2. 手術を受けた猫

性 別		
毛 色		
その他特徴		
生息場所		
飼い主のいない猫とする根拠 (あてはまる項目に☑をつけてください)	<input type="checkbox"/> 首輪がない。 <input type="checkbox"/> 見かけてから1か月以上経過し、常に住みついている。 <input type="checkbox"/> 生まれたときから知っている。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 首輪がない。 <input type="checkbox"/> 見かけてから1か月以上経過し、常に住みついている。 <input type="checkbox"/> 生まれたときから知っている。 <input type="checkbox"/> その他 ( )

3. 添付書類

- (1) 手術に要した費用及び手術日が記載された領収書
- (2) 手術前の猫の顔及び全身が確認できる写真
- (3) 手術後の猫の全身及び耳のV字カットが確認できる写真
- (4) 手術を受けさせる猫の生息する地域を示した地図
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

三木町長

三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金の交付については、下記のとおり決定したので、三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 補助金交付決定額 円

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

三木町長

三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金の交付については、下記の理由により交付できませんので、三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 理由

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

三木町長 殿

住 所

氏 名

㊞

電話番号

三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金確定  
通知を受けた三木町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金について、三木町飼い主の  
いない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

（振込指定口座）

金融機関名	銀行 農協 信金 信組						本店	支店
							支所	出張所
口座番号	普通 当座							
フリガナ								
口座名義人								

※必ず補助金申請者名義の口座を指定してください。